

平成26年度 第1回木更津市名誉市民審議会 会議録

○開催日時：平成26年8月4日（月）午後1時から

○開催場所：木更津市役所 4階会議室

○出席者氏名

審議会委員：高橋浩、滝口敏夫、近藤忍、三上和俊、鈴木克己、梅澤千加夫、平野軍治
野口義信、松本良治

木更津市：木更津市副市長 服部善郎

総務部長 久良知篤史

（事務局）総務部秘書課 佐伯秘書課長

植野副主幹、横田主任主事

○議題等及び公開非公開の別：会長及び副会長の選任、名誉市民推挙に係る諮問他 公開

○傍聴人の数：0人

○会議の内容

事務局 只今から、木更津市名誉市民審議会を開催いたします。
それでは、まず始めに、渡辺市長からご挨拶申し上げます。

市長 （市長挨拶）

事務局 ここで皆様にお諮りいたします。
会長及び副会長が選任されるまでの間、服部副市長に仮議長をお願いしたいと存じますがいかがでしょうか。

委員 異議なし。

事務局 異議なしという声をいただきました。
それでは、服部副市長お願いをいたします。

服部副市長 服部でございます。
（仮議長） 皆様の同意を得ましたので、正副会長が選任されるまでの間、仮議長を務めさせていただきますので、ご協力をよろしくお願いいたします。申し訳ありませんが、着座して進めさせていただきます。

本日の出席委員につきましては9名全員でございますので、会議は成立いたしました。それでは、只今から会議を開催いたします。

議題1の会長及び副会長の互選について議題とさせていただきます。この選任については木更津市名誉市民条例第4条により委員の互選によって定めるものとなっておりますがいかがいたしましょうか。

委員 事務局一任。

服部副市長
（仮議長） ありがとうございます。一任という意見がございました。
それでは、過去の審議会での選任を参考にしたいと思いますがいかがでしょうか。

委員 異議なし。

服部副市長
（仮議長） それでは、これまでの選任について事務局からご報告願います。

事務局 これまでの当審議会の役員につきましては、主に会長には商工会議所の会頭様、副会長には市議会議員会会長様をお願いしております。
以上でございます。

服部副市長
（仮議長） 只今、事務局から報告がありましたが、今までと同様、会長に商工会議所の鈴木会頭、副会長に市議会議員会会長の三上議員をお願いしたいと思いますが異議ございませんか。

委員 異議なし。

服部副市長
（仮議長） ありがとうございます。
異議なしということでありますので、会長に鈴木会頭、副会長に三上議員会会長をお願いしたいと思います。以上で仮議長の任を終了させていただきます。
ご協力ありがとうございました。よろしく願いいたします。

事務局 どうもありがとうございました。
それでは条例の規定により会長が会議の議長になることとなっておりますので、これからの議事進行は鈴木会長をお願いいたします。

会長 商工会議所の鈴木でございます。
これからの議事進行に ご協力をお願いいたします。
それでは、次第5の諮問についてお願いします。

市長 （市長 諮問書朗読。会長に手交。）

事務局 それではここで渡辺市長退席いたします。

（各委員に諮問書の写し配布。）

会長 只今、当審議会において渡辺市長から諮問書が提出されました。
内容につきましては、今、皆さんのお手元に配られていると思いますので、事務局より説明をお願いします。

事務局 お手元に諮問書の写しをお配りをさせていただきました。
諮問書の鑑につきましては、先ほど市長が申し述べたとおりでございます。
私のほうから2枚目でございます、調査書のほうをまずご説明させていただきます。氏名から職業までにつきましては、記載のとおりでございます。経歴は昭和34年7月木更津市役所奉職。平成8年4月木更津市企画部長、平成10年7月木更津市総務部長、平成11年7月收入役、平成12年4月助役、平成14年3月市長就任。平成18年3月木更津市長2期目就任、平成22年3月木更津市長3期目就任、平成26年3月木更津市長退職。
また、下に書かれているとおり千葉県市長会副会長、全国市長会関東支部理事、全国都市協議会副会長、関東地区港湾整備振興協議会会長等を歴任されております。
ご功績でございますが、水越前市長は3期12年間の市政運営を通じて、ひたすら元気な木更津を目指し、活力あふれる創造性豊かなまちづくり、市民の皆様が安らぎと誇りを持てるまちづくりに精神誠意努めてこられました。その結果、東京湾アクアラインの接岸地である金田東地区では大型商業施設などの相次ぐ進出により活況を呈しており、本市の交流人口・定住人口はともに増加をしております。また、かずさアカデミアパークでの企業立地の進展、本年10月の築地地区のイオンモールの開業や、ちばアクアラインマラソン2014の開催など、新たな南房総の玄関口としての本市のまちづくりを大きく前進をさせました。
以上が、ご功績でございます。

鈴木会長 それでは、質疑に移りたいと思います。何かございましたら。

高橋委員 私、名誉市民の審議会というのは初めてなものですから、ちょっときちんと調べてくれば良かったんですけども、今まで木更津市で名誉市民になられたのは何名いらして、どういう方であって、それと同時に名誉市民という条例があるわけですが、名誉市民に推挙するという何かしら規定等があるのかどうか。

事務局 今まで、名誉市民になられた方は8名おられます。
名誉市民がどういう方になるかということですけども、条例におきましては「木更津市に対して特別功績顕著なるものを、市長が木更津市名誉市民審議会の議を得て、市議会の同意により推挙し」となっております。

高橋委員 ありがとうございます。名誉市民ということでございますので、抽象的な形の規定というのはですね、抽象的にならざるを得ないということはわかるのです

が、この8名のお名前というのは。

滝口委員

会長。資料はございませんでしょうか。
その方がより理解が深まるかと思えます。

事務局

わかりました。今資料をお配りいたします。

8名につきましては、資料のとおり、まず元市長の山崎直様、これも同じく元市長の濱名儀三様、同じく元市長の北見日吉様、元教育長の小山義雄様、元市長の石川昌様、木更津市文化協会会長でありました千代倉胖様、将棋プロ棋士の丸山忠久様、学校法人君津学園の創始者 真板益夫様の以上8名でございます。

鈴木会長

市長になられた方は須田さん以外の全員ですか。

事務局

全員ではございません。

市長を務められた方に関しましては、山崎様が任期が市長2期、プラス代理期間4ヶ月、濱名儀三様が市長2期、北見日吉様が市長が3期。石川昌様が市長が4期でございます。

高橋委員

今回挙げた水越前市長がどうのこうのという訳ではないのですが、私が一般的に考えているのはですね、今叙勲等いろいろございますけど、何だかあまりにも出しすぎかなと。

今回挙がってきたことに反対する訳ではございませんが、その辺のことをこれから私たちもきちんと考えながら、こういう本当に名誉な方がどこまで実績を持ってやっていただいたのかということを考えながら、出していかなければならないのかなと考えています。以上です。

鈴木会長

ほかに何か。

滝口委員

8人いらっしゃるということがかまいませんが、今お聞きしまして元市長が最低2期やると名誉市民をいただいているということで、特に市長経験者の名誉市民のあり方については、私ですね、やっぱり期数によって、今までの事例ですと2期ですから、まあ水越前市長はそれを充分クリアしてますから、これは問題はないとして、じゃあ例えば1期の場合、諮問がされた場合、処罰の対象はなにもない、ただ無事に実績を残して1期で市長をお辞めになった場合も、執行部のほうで名誉市民として推挙したい場合、例えば2期以上やった場合とか、一つの最低ルールを決めてくれないと、1期でも出てくる可能性が無きにしも非ずで、それが1期でも当てはまるほどの人材と功績があればいいんですけど、まあそこは検討の余地があるんじゃないかと私は思うんですけども、特に民間の場合の線

引きは非常に難しい。民間の方の名誉市民については難しいと思いますが、市長の名誉市民のあり方については、そこらへんの線引きをある程度引いたほうが良いかと思います。

鈴木会長 ルール化するというのは、難しいことではないかと。

高橋委員 私もですね、滝口委員と同じ考えです。市長という役職をやって頂いたので、木更津市の名誉市民になって頂くというのは大いに結構ということになります。しかし、何かしらのやはり規定というものは、私は決めとくべきではないのかなと。結局その時の運営している人間の考え方で、それを変えていくとか、そういうことになるとですね、名誉市民として推挙できなくなる。できたら市長においては2期以上とか、そういうかたちをつくるべきではないかと思います。

鈴木会長 事務局、いかがでしょうか。

副市長 それでは、ご意見をいただきましたので、今後1期でも功績があれば推挙としてお願いしたい部分もありますし、2期以上とか、そういう基準も検討していきたいと思います。以上です。

鈴木会長 ほかにご質問は。

三上委員 水越市長は市政70周年の中で、12年やられた、木更津市が非常に財政が乏しいというか、切迫しているという状況の時に、財政再建に取り組みされた立派な市長ということで、中興の祖と称えても言い過ぎではないというくらい評価をさせていただいておりました。

この名誉市民については、それでいいんですけども、異議はないのですが、一般的な話として、名誉市民になった場合、政治的な制限はどうなっているのか教えていただきたい。

事務局 今の三上委員のご質問でございますが、条例もしくは規則において、名誉市民になったからこういう政治活動はしてはいけないという規定はございません。

三上委員 まあ、法律で認められているものを、どうこう言うのはおかしいかもしれないけれども。その辺は高橋委員はどうお考えでしょうか。お考えをお尋ねしたいと思います。

高橋委員 ご指名でございますので。

ここに名誉市民として推挙されたということは、今までの功績を総合的に考えて、名誉市民に推挙するということで、執行部の方からこのような話があったということですから、この推挙につきましては今までの水越前市長の功績の中で全てのことを鑑みて、推挙されたと。

ですから私たちは、この場面では今までのことに関してきちんと判断するということが必要なんだと。そして、名誉市民になられた方が、これから何かしら政治活動を拘束すべきかどうかということになりますと、それは本来、基本的には個人の自由でございますので、基本的には拘束すべきものではない。というふうに、私は考えます。以上です。

梅澤委員

事務局にお聞きしますけど、山崎さんから始まって、真板さんまでは辞めてから何年くらいしてから名誉市民になったんでしょうか。

事務局

辞めてからということですが、市長を辞めてからということでもよろしいでしょうか。小山教育長については手元に資料がございませんが、辞められた市長4人の方についてご説明させていただきますと、山崎直さんが退任が昭和30年の4月2日、推挙が昭和47年10月28日でございます。濱名儀三さんの退任日が昭和38年4月30日、推挙の年月日が昭和57年10月20日でございます。北見日吉さんにつきましては、昭和54年4月30日の退任の年月日で、推挙が昭和57年10月20日でございます。石川昌さんは平成7年4月30日の退任で、推挙が平成9年10月13日でございます。以上でございます。

梅澤委員

そうすると、今までの例と比べると、今回はあまりにも時間が短い気がします。確かにここに功績書いてあるけど、このとおりだけでも、もう少しやってきたことを時間をかけて、一般市民としては検討すべきではないかという声が多くあるのも事実です。

副市長

名誉市民条例というのが制定してあるわけですがけれども、石川昌市長の時にですね、昭和57年に2人、元市長ということで濱名さんと北見さんを認定しております。その後、市長職として推挙したのが石川昌さんなんですけれども、退任後2年後ってことです。今回、私共は名誉市民条例に基づいて、執行部として12年間の功績ということで今回提案させていただくものでございます。

滝口委員

今一度、事務局確認しますけれども、石川さんの名誉市民推挙に当たっては、2年後ということですか。

事務局

はい。そのとおりです。

滝口委員

引退したらすぐに執行部が推挙について諮問できるっていうのも、いかなものかって気がするんですね。多少時期を置くっていうのが、まあ一般的な常識の許容の範囲内という気がします。

- 梅澤委員 要は、議会に提出する訳ですから、やはり、市議会の人たちが全員賛成してもらうのがいいですよ。市民の模範ですから。
- 鈴木会長 松本さん、平野さんは何かございませんか。
時期尚早ではないかという意見がございますが。
- 松本委員 私ですか。過去の内容を見させていただいて、現在水越さんの推薦があるわけですけども、それに対して私は特にございません。
- 平野委員 功績は充分あるんじゃないかと思うんですが、時期については、色々な意見があるんですかね。
- 野口委員 水越さんが市長になる頃を思い浮かべてみると、当時は非常に市政が混乱して、どうなっちゃうんだろうという時に市長になられて、そういう意味では大変苦勞されたんじゃないのかなという思いがあります。ですから、名誉市民に推挙するということについては私はよろしいんじゃないかと思います。ただし、時期についてはなんとも、一般的にどういうものなのか、まあ、先ほどのご説明で就任されてから何年とございましたが。
- 近藤委員 私は市長の今までの功績は名誉市民に値するだけのことは行っていると考えるところなんですが、市長を辞められてほんの4ヶ月くらいですよ。
執行部は決してそうではないと思っていると思うのですが、また渡辺市長もそうは思ってはいないと思いますが、名誉市民を与える代わりに市長を変わったというような間違ったサインが市民に流れてしまう可能性が、危惧されるころではありますので、やはり名誉市民としてなることは、公職を退いて一年以内は早いんじゃないかなというふうに私も感覚的には思います。
逆に言うと、石川さんのように名誉市民になるのに2年くらい空く方が本来は、市長を辞められて一市民に戻られて、品行方正な活動を市民として続けられていて、市民に戻られても立派な方だったと、では名誉市民として推薦しようという流れになるほうが本来の流れではないのかなと私は思います。
- 委員 異議なし。
- 鈴木会長 では、水越元市長の12年間の業績というのは、皆さん方認められますが、時期が少し早いんじゃないかという意見が多いようでございます。今、ここで採決などするよりも、継続審議というか、今後時間を置いてもう一度審議しようという結論でよろしいでしょうか。
- 委員 異議なし。

鈴木会長 では、そういうことでまとめたいと思います。
ここで、一時休憩ということにさせていただきます。

(休憩)

鈴木会長 休憩を取り消して、会議を再開します。
答申書が出来ましたので、只今、配布いたします。

(答申書配布)

それでは、事務局から朗読をお願いします。

事務局 (答申書 朗読)

鈴木会長 答申内容にご異議ありませんか。

委員 異議なし。

事務局 ありがとうございます。

鈴木会長 それでは、答申書はこれに決定いたします。

事務局 では、市長をお呼びいたします。

(市長 入室)

事務局 それでは、鈴木会長から渡辺市長に答申書をお渡しく下さい。

鈴木会長 (答申書を朗読。市長に手交。)

市長 ありがとうございました。

事務局 ありがとうございました。
以上で審議会を閉会いたします。
本日は誠にありがとうございました。